

岩手県監査委員告示第16号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和4年岩手県監査委員告示第6号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月29日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

- 1 監査対象機関名 岩手県一関児童相談所
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和3年10月19日
 - (2) 本監査実施日 令和3年12月22日
- 3 監査結果の公表の日 令和4年2月8日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、財産管理簿を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	財産管理簿に登録漏れとなつていた財産1件は令和4年1月5日に財産登録をした。 今後は財産登録漏れを防止するため関係職員の財産登録事務に関する知識を深めるとともに、工事請負費や備品購入費の執行に当たっては、決裁書の余白に財産登録に関する確認欄を設けることにより再発を防止する。